

和食文化伝承会 規約

(名 称)

第1条 この会は、和食文化伝承会（以下本会）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を小林規子代表宅（住所 横浜市戸塚区原宿 1-25-11）に置く。

(目 的)

第3条 本会は、日本の精神文化を守り、和食文化推進に関する事業を行い、地域社会と連携して子どもの健全育成、並びに世界に誇れる日本の食文化の伝承に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に挙げる事業を行う。

- (1) 和食文化の推進を目的とした講習会の開催並びにその情報の提供の実施
- (2) 食育行事の開催並びに和食文化の啓蒙
- (3) 和食文化推進のための講習のカリキュラムの策定
- (4) 和食文化継承リーダーの情報交換
- (5) その他、目的を達成する為に必要な活動

(会員並びに加入)

第5条 本会の会員は、農林水産省が主催する「和食文化継承リーダー研修」を修了した者又は本会の役員会で承認を得た者とする。
2 本会に入会を希望する者は、本会に書面を提出し、役員会で承認をえなければならない。

(退 会)

第6条 会員で退会するものは、書面にて1月前までに退会する旨を記載した書面を提出しなければならない。

(役 員)

第7条 本会に次のとおり、役員をおくとともに総会において選定する。

- (1) 代 表 1名 会員の互選により定める。
- (2) 会 計 1名 会員の内から代表が指名する。
- (3) 監 事 1名 会員の互選により定める。

(役員の仕事及び権限)

第7条 代表は本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 会計は本会の出納を管理する。
- 3 監事は本会の事業及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員によって就任した役員の仕事は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者から代表が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の事業の実施に関し指導助言する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会と役員会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 役員会は、役員をもって構成する。

(会議の招集及び議事)

第11条 会議は、必要に応じて代表が招集し、代表がその議長となる。

- 2 総会は、会員の過半数の出席し、規約で定めがある場合を除き、その過半数で議決する。

(会議の議決事項)

第12条 総会には、この規約で定めるもののほか、次に挙げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び活動決算
 - (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (3) 規約の制定及び改正
 - (4) 前2項に掲げるもののほか、役員会で必要と認められた事項
- 2 役員会には、この定款の定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に提出する議案
 - (2) その他業務の執行に関する事項で、役員会が必要と認める事項

(支部)

第13条 本会に支部を置くことができる。

- 2 支部は、本会の目的および規約に基づき活動するものとする。
- 3 支部には支部長を置き、支部の運営を統括する。

4 支部の設置および運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経 費)

第 14 条 本会は、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会は、本会が行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため。会員に経費を賦課することができる。

3 前項の徴収額及び徴収方法は総会で定める。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金)

第 16 条 本会は、剰余金を分配することができない。

(会計及びその他の庶務)

第 17 条 会計及びその他の庶務に関し、必要な事項は規約で定める。

(解 散)

第 18 条 本会は会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 19 条 解散した際の残余財産を国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人等一定の公益的な団体に贈与する。

付則：本規約は令和 5 年 5 月 1 日より施行する。

付則：本規約は令和 6 年 12 月 10 日より施行する。

付則：本規約は令和 8 年 2 月 23 日より施行する。